

厚木基地の住宅防音工事補助対象区域に係る再告示に際しての問題解決を求める意見書

厚木基地周辺の航空機騒音に関しては、空母艦載機の移駐によってその程度が低減されている。この騒音の減少傾向を踏まえ、国は令和4年度から騒音測定を開始した。令和5年度も引き続き測定を実施中であり、その後コンター線を作成し、令和6年度以降早期での補助対象区域の見直し（再告示）を目指している。

しかし、この見直しに関しては、国として事前に解決すべき、80W及び75W区域内に所在する逆転現象を伴う告示後住宅の解消という大きな問題が存在している。

告示後住宅とは、昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事補助対象区域内、いわゆる従来地区に所在する、昭和61年9月11日以降、平成18年1月17日までに建てられた住宅である。基地から遠く騒音度が低くても助成対象になる区域内、いわゆる拡大地区の住宅と同時期に建てられ、より基地に近く騒音度が高いのにもかかわらず、85W区域内を除いては、現在に至るまで助成対象とされていない。

平成18年1月17日の告示は、それまでと同様に追加告示方式で行ったため、過去には一旦解消された、逆転現象を伴う告示後住宅を再度発生させた。

しかし、本市議会をはじめ地元自治体や住民からの長年にわたる要請に対し、国からは、いまだ具体的な解消策が一向に示されていない。

さらに、このままでは、騒音が減少傾向にあるという単純な理由だけで、指定再告示方式による区域見直しにより、現在の補助対象区域が大幅に縮小され、それに併せ、たなごらし状態となっている告示後住宅が根こそぎ切り捨てられるおそれさえ生じてきている。

これはあまりにも不合理であり、区域指定基準の再検討を含め、具体的な対応策が必要不可欠と考える。

空母艦載機の移駐により、日常的な騒音は確かに減少しているが、硫黄島悪天候時の米空母艦載機着陸訓練実施の可能性など、米軍に提供されたままの厚木基地については、周辺住民が何の前触れもなく激甚騒音にさらされるおそれの下にある状態が常時続き、住民への直接の救済策である住宅防音工事、とりわけ空母艦載機の移駐完了まで最長で32年間（昭和61年～平成30年）も受忍限度を超える騒音の被害を受け続け、今後も騒音にさらされる。

よって、本市議会は、厚木基地に係る住宅防音工事補助対象区域に関して、次の事項を求める。

- 1 80W及び75W区域内に所在する逆転現象を伴う告示後住宅について、その具体的な解消策を早急かつ明確に示すこと。
- 2 区域見直しについては、告示後住宅の解消策を含め、関係住民に対し丁寧な説明を行い、その理解を得た上で進めていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

内閣総理大臣
総務大臣殿
防衛大臣

座間市議会議長 荻原健司